

日本国家公務員労働組合連合会との会見概要

日時：平成24年3月22日（木）17：40～18：10

場所：内閣府本府庁舎227会議室

出席者：（事務局）藤巻正志 事務局長、村山誠 参事官以下 計4名

（日本国家公務員労働組合連合会）宮垣忠 委員長以下 計10名

議題：国家公務員の雇用と年金の接続に関する意見交換

概要：事務局から現時点の検討状況について説明を行った後、意見交換した。双方の主な発言は、以下のとおり（○：政府、●：国公労連）。

- 雇用と年金の接続について、人事院の意見の申出を受け、民間の状況も踏まえるとともに、有識者意見交換会も設置して検討を進め、再任用の義務化を柱とする基本方針案をとりまとめた。
皆さまのご懸念にも留意し、基本方針案には、①意欲と能力のある人材を本格的な職務で最大限活用できるよう、再任用職員の職務の在り方等について検討すること、②一定の時期に「意見の申出を踏まえつつ」雇用と年金の接続の在り方について改めて検討を行うことを明記し、明日23日に、国家公務員制度改革推進本部及び行政改革実行本部で決定予定。
- 2月27日付けの要求書のとおり、公務においては定年延長すべきとの立場は変わらない。その上で基本方針案の問題点をいくつか申し上げたい。
1点目として、係員の能力・適性がない場合は再任用の義務を課されないとしているが、60歳まで働いて係員の能力がないなどあり得ない話。削除すべき。
2点目として、従前の勤務実績等に基づき、能力・適性を有すると認められる官職に任命するとしているが、退職時に就いていたポストの能力・適性を有しているのは明らかなので、そのポストを基本に考えるべき。この記述ぶりでは本人が受け入れられないようなポストを提示するなど恣意的な運用がされる恐れがあり、問題。
3点目として、任期が1年更新では意欲・能力が適切に発揮できず、継続的業務遂行に支障を来し、雇用不安も生じる。再任用期間の末日までの任用とすべき。
4点目として、定員や給与について、総人件費改革の観点も踏まえとされているが、民主党政権での総人件費改革は人件費抑制が前提とされており、問題。
- 1点目について、長年勤務した職員に係員の能力・適性はあると想定されるが、改めて採用する以上、再任用の際に能力・適性を確認することが必要。
2点目のポストについて、どの官職へ採用するかは任命権者の裁量。ただし、その裁量権は適切に行使していくことが必要で、説明責任を求められる。補佐でも係員に再任用され得るとしているのは、能力・適性やポストの状況等に応じ差がつき得ることを示したものの、恣意的運用を考えている訳ではない。
3点目について、現行の再任用制度で任期を設けているのは、高齢の職員は、気力、体力の個人差が大きくなるため、これは今後も直ちに変わるものではない。
4点目について、ここで総人件費改革等の観点も踏まえつつという記述を行っているのは、新規採用の在り方については総人件費改革の推進等の観点から具体的内容を今後検討することとされていることを踏まえてのものである。
- 能力・適性に応じて再任用ポストを振り分けるというが、なんであの人は補佐なのに自分は係員なんだという苦情が起こる。トラブルが発生する仕組みであり、問題。
国公法で、人事行政については専門機関である人事院の意見を聴けという趣旨から設けられている意見の申出の重みを十分考え対応すべき。
- 補佐が係員として再任用されればやる気がなくなるのは明らかで、辞めろというに等しい。至るところに「排除の論理」があり、納得がいかない。
- フルタイムでの再任用を義務付けたのは、雇用に対する不安の払拭だと思っている。細かい制度設計については、今後皆さんと議論しながら検討していきたい。
- 国公労連としては、国家公務員が長年培ってきた知識と経験を生かしながら安心して働き続けるためには、定年延長を行うべきと改めて申し上げる。今回の交渉の内容については、明日の本部決定前に、本部長並びに副本部長にお伝え願いたい。